

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成23年度)

基金の名称	経営安定関連保証等特別基金
法人名	(社)全国信用保証協会連合会
基金額(国庫補助金等相当額)	89,490百万円(89,490百万円) (平成23年4月1日現在)
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務 (※1)を行っている場合は、その概要)	セーフティネット保証制度について、信用保証協会が代位弁済を行った場合に損失の一部をカバーするための基金。
基金事業を終了する時期	本基金は取引先事業の倒産や自然災害等の必ずしも当事者の責めによらない理由等により、一時的に経営が悪化した中小企業者への資金供給の円滑化を図るためのセーフティネット保証等が安定的に行われるための仕組みの一部であり、東日本大震災、円高、タイ洪水等の状況を踏まえれば、ますますその重要性は高いものとなっている。終期についても、基金方式により弾力的にその役割を果たすことが効率的であり、終期を設定せず、現状のスキームを維持することが重要。
次回の見直し時期	平成28年度
基金事業の目標	中小企業への資金供給に支障を来さないよう、セーフティネット保証等の需要への積極的な対応を促すとともに、保証債務履行による求償権の回収に最大限努力する。

2. 見直し結果(平成23年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要(平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施。
目標達成度の評価	経営安定関連保証等を行う信用保証協会に対し、平成20年度:10千件、170億円、平成21年度:13千件、236億円、平成22年度:20千件、401億円の損失補填を遅滞なく処理し、信用保証協会は経営安定関連保証等に対する積極的な対応を行うことが出来た。また、信用保証協会はサービサーを活用するなど求償権の回収に努め、連合会に対する回収返納は平成20~22年度の各年度において、それぞれ18億円、22億円、28億円の実績を上げ、回収による基金の目標は、ほぼ達成できたと考えている。
基金の保有割合	0.55
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) $\text{保有割合} = \frac{\text{直近年度末の基金額}}{\text{代位弁済見込額} - \text{回収返納額}}$ $0.55 = \frac{89,490}{179,999 - 16,644}$ (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額:平成22年度末の基金額 :89,490百万円 代位弁済見込額(平成20年度~平成24年度までの出えん見込額) :179,999百万円 回収見込額:(平成20年度~平成24年度までの回収見込額) :16,644百万円

使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※3)	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	〔有の場合〕該当する理由	
	(使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果)	
その他		

(※1)「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

(※2)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部)

(※3)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成23年度)

基金の名称 (見直し対象となっている融新産業構造拠点地区形成促進基金等業務(※1)の事業名)	特定中堅企業金融円滑化特別基金
法人名	(社)全国信用保証協会連合会
基金額(国庫補助金等相当額)	1,222百万円(1,222百万円)(平成23年4月1日現在)
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	破綻金融機関の融資先である中堅規模の事業者に対する債務保証を行う信用保証協会に対し、当該保証債務履行に伴う損失(代位弁済額)の1割を出えんする。

2. 見直し結果(平成23年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要(平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に国からの補助金の一部を国庫へ返納済 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	<p>本基金は、平成10年に議員立法により制定された「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づき、信用保証協会が保証承諾する債務保証(破綻金融機関の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的とした特別保証)に対する損失補填を目的とした基金であり、破綻金融機関の融資先である中堅企業に対する信用収縮の発生を防止するため設置されたものである。</p> <p>リーマンショックや東日本大震災を受けた景気回復の遅れから、金融機関破綻の可能性がないとは言えない状況であることから、中堅企業向けのセーフティ制度は継続して必要であり、事業を終了する時期を見込むことは困難である。このため、当該事業については終期は設定できない。</p>
次回の見直し時期	平成28年度
基金事業の目標	信用収縮の発生を防止し、もって国民経済の健全な発展に資することを目標とする。
目標達成度の評価	近年、金融機関の破綻が減少し、それに伴う出えん(損失補償)実績は少なくなっているものの、本制度の存続により、企業にとっての安定した資金調達に貢献している。
基金の保有割合	1.4
基金の保有割合の算出	<p>(算出に用いた方式)</p> <p>保有割合＝直近年度末の基金額÷(平成27年度までに必要となる補てん額＋平成27年度までに必要となる管理額)</p> <p>1.4＝1,222÷(874.7＋4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度末までに必要となる補てん額:874.7百万円 平成27年度末までに必要となる管理額:4百万円

	使用見込みの低い基金等の該当の有無	無
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※3)	[有の場合]該当する理由	-
	(使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果)	-
その他		

(※1)「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

(※2)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部)

(※3)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。